

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第18号

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例
葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例（昭和58年葛飾区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金額
143円
1,432円
1,432円
11,280円
1,997円
17,625円
47円
47円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。